

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当るときは、その翌日)

目 次

◆ 告 示

- 青少年に有害な図書類の指定
- 土地改良区の解散
- 土地改良事業計画等の適否の決定 (三件)
- 土地改良事業の認可 (五件)
- 土地改良事業計画の適否の決定 (二件)
- 開発行為に関する工事の完了
- 選挙管理委員会の招集

告 示

鳥取県告示第九百六十九号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図

書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十八年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

指定 番号	種 別	図 書		発 行 記号等	類 別
		題	号		
1210	雑誌その他 の刊行物	快楽実話告白 快楽実話告白	白人 愛蔵の研究 絶頂愛蔵	ZD-12-C	磯土曜出版新社
1211	"	EVE 7号 イヴ	覗きた・ラ・カルト 濡れた OMANX	EV-12-C	アリス出版
1212	"	シエイン シエイン	オナン大特版 オナン性器 第七巻第七号	SE-12-C	トライビジョン
1213	"	虹色タウ RAINBOW TOWN		DK-12-3	office JET
1214	"	GAISが15人 SHINJUKU.....	PETT「少女」集 「ヒロス」..... MAP	DJ-12-6	Do 企画
1215	"	貝巻め 密着交遊		DJ-12-1	アリス出版
1216	"	TWIN		TN-12-C	土曜出版新社
1217	"	STICK VOL. 7	夢の大陰謀 入れっぱなし大 陰謀	ST-12-C	アリス出版
1218	"	白屋の通り RAPE TOう子		DK-12-8	Do 企画
1219	"	ノーパン女医 少しだけネ		DK-12-7	アリス出版
1220	"	POP・ART		DJ-12-1	office JET

1221	"	Fresh Dance	D J— ル2	office JEI
1222	"	グラブドエロス 創刊号 オチニー全開	A D— 12—C	海鳴書房
1223	"	復刻・幻の発禁本「美しき肉」	D J— レ5	アリス出版
1224	"	ポッキソング 好色性器 淫肉開き 第1巻第12号通巻第7号	B K— 12—C	機アツパル社
1225	"	SEXY—EYES タ子の淫穴 SEX—EYES タ子の淫穴責め 第1巻12号通巻7号	S I— 12—C	機アツパル社
1226	"	クリちゃん通信 性交感 第1巻12号通巻7号	C C— 12—C	機アツパル社
1227	"	スクリュー増刊 少女A	S R— 12—C	トライビジョン
1228	"	夢精遊戯 妹の肉穴特集 妹の肉穴 第3巻12号通巻35号	M U— 12—C	アツパル社
1229	"	ペンク特報 VOL.41 美少女のデマープ・スロート ペンク特報 VOL.41 大好き／反転る男根勇士	P T— 12—C	アリス出版
1230	"	シュガー 創刊号、10代の露先白書 シュガー 愛欲激写 第七巻第一号	S G— 12—C	トライビジョン
1231	"	膾炙種め 秘笈の花園	D J— レ3	機アリス出版
1232	"	「告白」荒潮しばり	D J— ヨ8	JOKER'S
1233	"	四畳半 フェラチオで3回 恋と少女	D J— レ2	Do 企画
1234	"	SEXY GUNT CLIMAX LINDA	D J— ハ2	PRODUCTION :Do
1235	"	ひとり SM 好きものの性器 ひとりあそび いたずら	D J— レ0	機アリス出版
1236	"	フオトシエニカ Vol.26 フオトシエニカ Vol.26 暴淫凌辱姦繩	F J— 11—C	海鳴書房

1237	"	エロス ファーカーズ ビデオ大事典 第1巻第12号通巻7号	E F— 12—C	機アツパル社
1238	"	陽子の淫穴	D J— ハ6	セイント企画
1239	"	美少女カカロク特集 裸の女子高生 女子高生特集 美少女の季節	D J— ハ7	Do 企画
1240	"	少女白書 射淫強姦 少女白書 射淫強姦 第三巻第十一号	S H— 11—C	トライビジョン
1241	"	名器いじり 指・恋人	D J— ハ3	アリス出版
1242	"	◎性報告 VOL.12 義姉の柔肌 ◎性報告 義姉・犯す 第1巻第12号通巻7号	H S— 12—C	機アツパル社
1243	"	SEXY—EYES 淫夢 第1巻11号通巻6号	S I— 11—C	機アツパル社

鳥取県告示第九百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第二号に掲げる事由により、中海土地改良区が解散したため、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百七十一号

昭和五十八年八月四日付けで境港市渡町二二二五渡農業協同組合から申

請のあつた土地改良（東森岡地区ほ場整備）事業計画及び規約については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び規約の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十八年十一月十六日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
境港市役所
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百七十二号

昭和五十八年八月四日付けで境港市渡町二二二五渡農業協同組合から申請のあつた土地改良（下大沢地区ほ場整備）事業計画及び規約については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により、

次のとおり告示する。

昭和五十八年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び規約の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十八年十一月十六日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
境港市役所
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百七十三号

昭和五十八年十月五日付けで東伯郡泊村大字園二二〇二一泊村農業協同組合から申請のあつた土地改良（泊村泊地区農道整備）事業計画及び規約については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年十一月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

泊村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百七十四号

日南町から申請のあつた町営土地改良（上阿毘緑地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年十一月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百七十五号

中山町から申請のあつた町営土地改良（住吉地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年十一月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百七十六号

日南町から申請のあつた町営土地改良（宝谷地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年十一月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百七十七号

日南町から申請のあつた町営土地改良（矢戸地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年十一月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百七十八号

溝口町から申請のあつた町営土地改良(二部東地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年十一月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百七十九号

昭和五十八年九月十三日付けで江府町から申請のあつた土地改良(舟谷地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年十一月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百八十号

昭和五十八年九月五日付けで日南町から申請のあつた土地改良(細屋地区かんがい排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年十一月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百八十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年八月二十三日 鳥取県指令受都計第二百十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

八頭郡河原町大字佐貫字柳ノ内及び字下田並びに大字曳田字上山口

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八頭郡河原町大字渡一木二七七

河原町

河原町長 遠藤善行

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二百二十六号

昭和五十八年第十六回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十八年十一月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

一 日時 昭和五十八年十一月十六日（水）午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査について